

平成 28 年 7 月 21 日
北陸地方整備局営繕部

佐渡海上保安署

建設予定敷地における環境基準超過について

北陸地方整備局では、今年度（第 4 四半期入札予定）より佐渡海上保安署の建設工事（新潟県佐渡市両津夷地先（敷地は県有地を借用））に着手することを予定しています。工事に先立ち、掘削が必要となる部分の第二種特定有害物質（9 物質）に関する土壌の状況について、自主的に土壌汚染対策法に準じた調査を行いました。その結果、含有量基準はすべて適合したものの、溶出量基準については、別紙とおり、ヒ素の測定値が環境基準を上回っている箇所（土壌溶出基準値 0.01mg/L に対して最大 0.03mg/L）があることがわかりましたのでお知らせします。

今後実施する建設工事においては、関係する法律等に準じて適切に対応して参ります。

同時発表記者クラブ
新潟県政記者クラブ
新県政記者クラブ

問い合わせ先：

（調査結果、建設工事等について）

国土交通省北陸地方整備局営繕部計画課 [担当] 松本
電話 025-280-8880（代表）内線 5151

（敷地について）

新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課 [担当] 土屋
電話 0259-27-3311（代表）

（海上保安署の業務全般について）

第九管区海上保安部総務部経理課 [担当] 塩谷
電話 025-285-0118（代表）内線 2210

(別紙)

調査箇所：佐渡市両津夷地先の庁舎建設予定敷地内

(図1 調査位置図のA, Bの箇所)

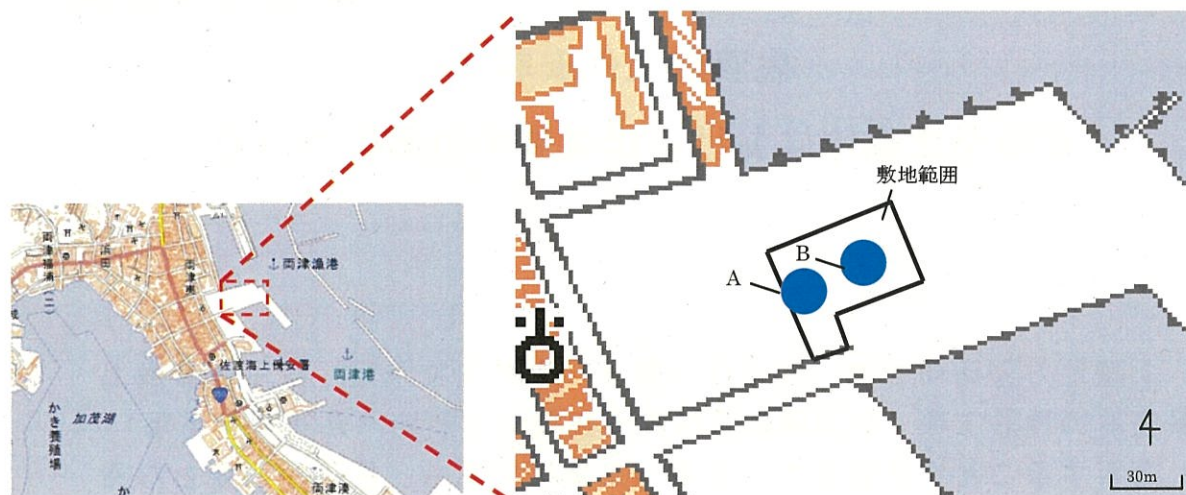


図1 調査位置図

(出典：地理院地図)

調査結果：環境基準超過が確認された物質及びその土壤溶出量は下表のとおりです。

(表中、下線網掛け部分が環境基準を超えた部分になります。)

土壤溶出量 (※)

単位 [mg/L]

地点	物質名	環境基準	地表面からの深さ										
			表層	1.0m	2.0m	3.0m	4.0m	5.0m	6.0m	7.0m	8.0m	9.0m	10.0m
A点	ヒ素	0.01以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.009	<u>0.013</u>	0.006	<u>0.012</u>	<u>0.030</u>	0.010	0.009	0.009
B点	ヒ素	0.01以下	0.005 未満	0.007	0.005 未満	<u>0.012</u>	0.006	<u>0.017</u>	<u>0.017</u>	<u>0.019</u>	<u>0.011</u>	0.009	<u>0.016</u>

(※) 土壤の採取及び当該土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量をいい、地下水等への影響の観点から測定するもの

【参考】食品衛生法上の基準は、清涼飲料水類に含まれるヒ素：0.05mg/L以下(厚生労働省)